

令和 8 年度

小松市水防計画

小松市

< 目 次 >

第1章	総 則	
1. 1	目 的	1 -
1. 2	用語の定義	1 -
1. 3	水防の責任等	4 -
1. 4	水防計画の作成及び変更	7 -
1. 5	津波における留意事項	7 -
1. 6	安全配慮	8 -
1. 7	河川管理者の協力	8 -
第2章	水防組織	
2. 1	小松市水防本部の組織・機能	9 -
2. 2	小松市水防本部の設置基準	9 -
2. 3	小松市災害対策本部が設置された場合の水防本部の対応	9 -
2. 4	水防活動従事職員	9 -
2. 5	情報通信機器（I C T）の利用促進	9 -
第3章	重要水防箇所	10 -
第4章	洪水予報	
4. 1	国土交通大臣が洪水予報を行う河川	11 -
4. 2	洪水予報が発表される基準	11 -
4. 3	洪水予報の発表者、通報担当者及び受報者	12 -
4. 4	流域タイムライン	12 -
第5章	水位情報	
5. 1	県が水位情報の周知を行う河川	13 -
5. 2	水位情報が発表される基準	13 -
5. 3	水位情報の発表者、通報者及び受報者	14 -
第6章	浸水想定区域	
6. 1	洪水浸水想定区域の指定	15 -
6. 2	浸水想定区域等での円滑かつ迅速な避難確保の措置	15 -
第7章	水防警報	
7. 1	安全確保の原則	16 -
7. 2	河川に関する水防警報	16 -
7. 3	海岸に関する水防警報	19 -
7. 4	津波に関する水防警報	21 -
7. 5	水防管理団体の役割	22 -
第8章	水門の操作	
8. 1	水 門	23 -
8. 2	操作の連絡	23 -
8. 3	連絡系統	23 -

第 9 章	水防施設	
9. 1	水防倉庫	24 -
9. 2	資器材	25 -
9. 3	資器材の管理	26 -
9. 4	通信連絡及び非常輸送	26 -
第 10 章	水防活動	
10. 1	水防配備	27 -
10. 2	巡視及び警戒	28 -
10. 3	警戒区域の指定	29 -
10. 4	水防標識と水防信号	30 -
10. 5	水門、樋門、堰堤及びため池等の操作等	30 -
10. 6	排水ポンプの運転調整	31 -
10. 7	水防作業	31 -
10. 8	緊急通行	32 -
10. 9	避難のための立ち退き	32 -
10. 10	決壊・越水の通報及びその後の措置	32 -
10. 11	水防解除	33 -
10. 12	水防報告と水防記録	33 -
第 11 章	土砂災害対策	
11. 1	目的	34 -
11. 2	発表基準	34 -
11. 3	土砂災害警戒情報の解除基準	34 -
11. 4	大雨警報及び土砂災害警戒情報による警戒避難体制	34 -
11. 5	災害への対応	34 -
第 12 章	関係機関との協力及び応援	
12. 1	協力及び応援等の相互協力	35 -
第 13 章	その他の水防事務等	
13. 1	水防訓練	36 -
13. 2	土砂災害防止訓練	36 -
13. 3	費用負担と公用負担	36 -
13. 4	資料の提出及び出入り	38 -
第 14 章	ハザードマップ	
14. 1	洪水、地震・津波、土砂災害ハザードマップ	39 -
資料編	1～27	

第1章 総 則

1. 1 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、石川県知事から指定された指定水防管理団体たる小松市が、同法第33条第1項の規定に基づき、小松市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、小松市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1. 2 用語の定義

主な水防用語の意義は次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をい

う（法第 36 条第 1 項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 3 項及び第 4 項）。

(10) 高潮予報海岸

国土交通大臣が、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸。国土交通大臣は、高潮予報海岸において、気象庁長官及び当該海岸の存する都道府県の知事と共同して、高潮のおそれの状況の水位を示して高潮の予報等を行う（法第 11 条の 3、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項）。

(11) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。

(12) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

(13) 水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第 13 条の 2）。

(14) 水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第 13 条の 3）。

(15) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸にお

いては氾濫発生情報のことをいう。

(16) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。

(17) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(18) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(19) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(20) 氾濫発生水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。

(21) 内水氾濫危険水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(22) 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(23) 雨水出水特別警戒水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(24) 高潮特別警戒水位

法第 13 条の 3 に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(25) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等の際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(26) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

(27) 内水浸水想定区域

内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）。

(28) 高潮浸水想定区域

高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条の 3）。

(29) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第 15 条の 6）。

1. 3 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 都道府県の責任

都道府県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第 3 条の 6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①指定水防管理団体の指定（法第 4 条）
- ②水防計画の策定及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 7 項）
- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2、下水道法第 23 条の 2）
- ④都道府県水防協議会の設置（法第 8 条第 1 項）
- ⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第 3 項）
- ⑥洪水予報の発表及び通知（法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 4 項）
- ⑦高潮予報の発表及び通知（法第 11 条の 3 第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- ⑧量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ⑨水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知

(法第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条の 2 第 1 項並びに第 13 条の 3)

- ⑩洪水予報、高潮予報、水位到達情報、氾濫等又は堤防等決壊の通知の関係市町村長への通知 (法第 13 条の 4)
- ⑪洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知 (法第 14 条、第 14 条の 2 及び第 14 条の 3)
- ⑫都道府県大規模氾濫減災協議会の設置 (法第 15 条の 10)
- ⑬水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示 (法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項)
- ⑭水防信号の指定 (法第 20 条)
- ⑮氾濫等又は堤防等決壊の通報の通知及び周知 (法第 24 条の 2 第 2 項、法第 25 条第 2 項)
- ⑯避難のための立退きの指示 (法第 29 条)
- ⑰緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示 (法第 30 条)
- ⑱水防団員の定員の基準の設定 (法第 35 条)
- ⑲水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言 (法第 40 条)
- ⑳水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言 (法第 48 条)

(2) 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する (法第 3 条)。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団の設置 (法第 5 条)
- ②水防団員等の公務災害補償 (法第 6 条の 2)
- ③平常時における河川等の巡視 (法第 9 条)
- ④水位の通報 (法第 12 条第 1 項)
- ⑤水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知 (第 13 条の 2 第 2 項)
- ⑥内水浸水想定区域の指定、公表及び通知 (第 14 条の 2)
- ⑦浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 (法第 15 条)
- ⑧避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表 (法第 15 条の 2)
- ⑨避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告 (法第 15 条の 3)
- ⑩浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告 (法第 15 条の 6、法第 15 条の 7、法第 15 条の 8)
- ⑪予想される水災の危険の周知 (法第 15 条の 11)
- ⑫水防団及び消防機関の出動準備又は出動 (法第 17 条)
- ⑬緊急通行により損失を受けた者への損失の補償 (法第 19 条第 2 項)
- ⑭警戒区域の設定 (法第 21 条)

- ⑮警察官の援助の要求（法第 22 条）
- ⑯他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- ⑰堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- ⑱公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条第 3 項）
- ⑲避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑳水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ㉑（指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- ㉒（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第 34 条）
- ㉓水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- ㉔水防協力団体に対する監督等（法第 39 条）
- ㉕水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ㉖水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- ㉗消防事務との調整（法第 50 条）

（3）国土交通省の責任

- ①洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項）
- ②高潮予報の発表及び通知（法第 11 条の 3 第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- ③量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ④水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- ⑤洪水予報、高潮予報、水位到達情報、氾濫等の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4）
- ⑥洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- ⑦大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）
- ⑧水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- ⑨氾濫等の通報の通知及び周知（法第 24 条の 2 第 2 項）
- ⑩重要河川等における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- ⑪特定緊急水防活動（法第 32 条）
- ⑫水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑬都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

（4）河川管理者の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- ②水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）
- ③氾濫等の通報（法第 24 条の 2）

（5）下水道管理者の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（下水道法第 23 条の 2）
- ②氾濫等の通報（法第 24 条の 2）

（6）海岸管理者の責任

- ①氾濫等の通報（法第 24 条の 2）

(7) 気象庁の責任

- ①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 3 項及び第 4 項）
- ③高潮予報の発表及び通知（法第 11 条の 3 第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）

(8) 居住者等の義務

- ①水防への従事（法第 24 条）
- ②水防通信への協力（法第 27 条）

(9) 水防協力団体の義務

- ①堤防等決壊の通報（法第 25 条）
- ②決壊後の処置（法第 26 条）
- ③水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ④津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）
- ⑤業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条）

1. 4 水防計画の作成及び変更

(1) 水防計画の作成及び変更

市町村は、毎年、都道府県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、石川県知事に届け出るものとする。

また、市町村は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

(2) 水防協議会の設置

市町村は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。

水防協議会に関し必要な事項は、法第 34 条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。

(3) 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

1. 5 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が

可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

1. 6 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

1. 7 河川管理者の協力

河川管理者による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項の記載（法第2条、第7条、河川法第22条第2項）（平成25年10月15日河第1201号同意）

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の手合点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- (5) 水防活動の記録及び広報

第2章 水防組織

2. 1 小松市水防本部の組織・機能

小松市水防本部の組織・機能については、「小松市水防本部組織・機能図」（資料1～3）のとおり。

2. 2 小松市水防本部の設置基準

小松市水防本部は、埴田水位計の水位が2.5mに達した時点を基準として、都市創造部内水対策室内に設置される。なお、埴田水位計の水位が基準に到達していない場合であっても、支流域あるいは内水等の状況に応じ、必要があると認めた場合は市長の承認を得て水防本部を設置する場合がある。

2. 3 小松市災害対策本部が設置された場合の水防本部の対応

小松市水防本部は、小松市災害対策本部が設置された場合は、これに包括される。

2. 4 水防活動従事職員

小松市水防本部及び水防活動に従事する職員（基準）については、「令和8年度水防活動従事職員及び業務内容」のとおり。

2. 5 情報通信機器（ICT）の利用促進

小松市水防本部及び水防活動に従事する職員にあつて、庁外への出動及び活動する職員は、本部への報告に際し従来の口頭による報告に加え、現地にて撮影した静止画及び動画を付与すること。また緊急を要する場合は、現地より静止画又は動画を本部へ通信する。

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

河川における重要水防箇所評定基準(資料4)を基に定めた梯川の重要水防箇所は(資料5～7)、位置図については「令和8年度梯川重要水防箇所位置図」(資料8～9)、「令和8年度梯川水防倉庫・備蓄材配置図」(資料10)のとおりである。

海岸における重要水防箇所については令和8年度石川海岸重要水防箇所位置図(資料11)のとおりである。

また、参考図として梯川洪水痕跡と堤防高の比較図を(資料12)に示す。

石川県管理河川における重要水防箇所は(資料13)、位置図については(資料14)のとおりである。

道路における重要管理箇所については「道路冠水想定箇所図」(資料15)のとおりである。

第4章 洪水予報

4.1 国土交通大臣が洪水予報を行う河川

国土交通省が洪水予報を行う河川及びその区間は次のとおりである。

河川名	対象区間（直轄管理区間）
梯川	左岸 小松市中海町口19番地先 ～ 海まで
	右岸 小松市正蓮寺町ゲバ谷12番の1地先 ～ 海まで
手取川	左岸 白山市広瀬町の部10番の2地先 ～ 海まで
	右岸 白山市白山町夕の部23番地先 ～ 海まで

4.2 洪水予報が発表される基準

国土交通大臣が指定した洪水予報河川における発表の種類、情報名、発表基準（臨時の洪水予報は除く）は次のとおりである。

種類	情報	発表基準
レベル5 「氾濫発生情報」	レベル5 「氾濫特別警報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫による著しい危険が切迫しているとき (氾濫発生水位に到達するとき、堤防の損傷) ・水門などの施設の機能支障等により氾濫のおそれが高まったときなど) ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
レベル4 「氾濫危険情報」	レベル4 「氾濫危険警報(発表)」 又はレベル4 「氾濫危険警報」	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
レベル3 「氾濫警戒情報」	レベル3 「氾濫警報(発表)」 又はレベル3 「氾濫警報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・レベル4氾濫危険警報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)
レベル2 「氾濫注意情報」	レベル2 「氾濫注意報(発表)」 又はレベル2 「氾濫注意報」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
レベル2 「氾濫注意情報 (警報解除)」	レベル2 「氾濫注意報 (警報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル4氾濫危険警報又はレベル3氾濫警報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・レベル3氾濫警報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)
レベル2 「氾濫注意解除」	レベル2 「氾濫注意解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル5氾濫発生情報、レベル4氾濫危険警報、レベル3氾濫警報又はレベル2氾濫注意報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

なお、国土交通大臣が指定した洪水予報河川における基準地点及び氾濫危険水位等は次のとおりである。

河川名	観測所名		水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位
梯 川	埴田	はねだ	2.00m	2.50m	4.20m	4.60m
手取川	鶴来	つるぎ	0.90m	1.40m	2.30m	3.00m

4. 3 洪水予報の発表者、通報担当者及び受報者

国土交通大臣が洪水予報を行う河川における発表者、通報担当者及び受報者は次のとおりである。

河川名	発表者	通報担当者	受報者
梯 川	金沢河川国道事務所長 金沢地方気象台長	流域治水課長 観測予報管理官	小松市長 石川県河川課長 石川県防災対策課長
手取川	” ”	” ”	” ” ”

国土交通大臣が指定した洪水予報河川で洪水予報が発表された場合、受報した県水防本部（河川班）は、各関係土木総合事務所・土木事務所及び警察本部に通報する。また、関係のある水防管理者へは、関係土木総合事務所・土木事務所から通報する。

4. 4 流域タイムライン

流域タイムラインは、市民の早期避難開始に役立てること目的とし、強い雨が降る前の段階で、「流域警戒ステージⅠ～Ⅳ」の情報が国から発信されることとなっており、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を整理し、適切な水防体制の確立を図る。（資料17）

市役所においても、各課の「市民の安全確保に関する行動」について、小松市水防タイムラインにより、適切な水防体制の確立を図る。

第5章 水位情報

5.1 県が水位情報の通知及び周知を行う河川

知事が水位情報の通知及び周知を行う河川（水位周知河川）及びその区域は次のとおりである。

河川名	区 域		
	起 点		終 点
前 川	小松市今江町	木場瀧からの流出点	梯川合流点
八丁川	能美市佐野町	得橋用水山端水門	梯川合流点
鍋谷川	能美市和気町	鍋谷川橋	梯川合流点
新堀川 (柴山瀧)	加賀市中島町	動橋川合流点	加賀市伊切町源平橋
動橋川	加賀市横北町	柳橋	柴山瀧合流点

5.2 水位情報が発表される基準

水位周知河川における水位情報が発表される基準は、次のとおりである。

1. レベル3 氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）

対象水位観測所の水位が避難判断水位に達したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。

2. レベル4 氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）

対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。

3. レベル5 氾濫発生情報

氾濫が発生したときに、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が発表する。

なお、水位周知河川における水位情報通知の対象水位観測所及び避難判断水位等は、次のとおりである。

河川名	観測所名	地先名	位置	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位
前 川	御幸橋	小松市今江町	御幸橋	1.20m	1.40m	1.60m
八丁川	長野田橋	小松市長田町	長野田橋	2.40m	2.90m	3.40m
鍋谷川	鍋谷川橋	能美市和気町	鍋谷川橋	2.00m	2.30m	2.50m
	牛島	能美市牛島町	牛島	3.40m	4.20m	4.50m
新堀川 (柴山瀧)	片山津	加賀市 片山津温泉5区	片山津温泉	1.00m	1.20m	1.30m
動橋川	動橋大橋	加賀市動橋町	動橋大橋	2.70m	2.90m	3.40m

5. 3 水位情報の発表者、通報者及び受報者

河川名	発表者	通報担当者	受報者
前 川	南加賀土木総合 事務所長	南加賀土木総合 事務所長	小松市長 石川県河川課長 石川県防災対策課長 IR いしかわ鉄道株式会社
八丁川			小松市長 石川県河川課長 石川県防災対策課長
鍋谷川			小松市長 石川県河川課長 石川県防災対策課長
新堀川 (柴山瀉)	大聖寺土木 事務所長	大聖寺土木 事務所長	小松市長 石川県河川課長 石川県防災対策課長
動橋川			小松市長 石川県河川課長 石川県防災対策課長 IR いしかわ鉄道株式会社

第6章 浸水想定区域

6. 1 洪水浸水想定区域の指定

1. 国土交通大臣が指定した洪水浸水想定区域（想定し得る最大規模の降雨）

河川名	氾濫により浸水が及ぶと想定される市町
梯川	小松市、能美市
手取川	金沢市、白山市、能美市、小松市、野々市市、川北町

2. 知事が指定した小松市が対象となる洪水浸水想定区域（想定し得る最大規模の降雨）

水位周知河川 : 4河川

(前川、八丁川、鍋谷川、新堀川・動橋川)

水位周知河川以外 : 16河川

(西川、大日川、杖川、須納谷川、火打谷川、梯川(県管理区間)、木場潟、日用川、栗津川、仏大寺川、滓上川、郷谷川、光谷川、西俣川、那谷川、宇谷川)

6. 2 浸水想定区域等での円滑かつ迅速な避難確保の措置

浸水想定区域をその区域に含む市町防災会議等は、次の措置を講じる。

1. 市町防災会議

(1) 市町地域防災計画において定める事項

市町防災会議は、市町地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。(法第15条第1項)

- ① 洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法
- ② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ③ 浸水想定区域内の地下等又は高齢者等の災害時要援護者が利用する施設の施設名称及び所在地

(2) 地下等又は高齢者等の災害時要援護者が利用する施設に係わる措置

(1)の③に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。

(法第15条2項)

2. 地下街等又は高齢者等の災害時要援護者が利用する施設の所有者又は管理者

市町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等又は高齢者等が利用する施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町長に報告するとともに当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くように努めるものとする。

3. 浸水想定区域をその区域に含む市町長

浸水想定区域での円滑かつ迅速な避難を確保するために、市町地域防災計画に定められた事項を住民に周知させるために、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)の配布、インターネットを使用した提供その他必要な措置を講じなければならない。(法第15条第3項)

第7章 水防警報

7.1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

7.2 河川に関する水防警報

1. 国土交通大臣が行う水防警報

(1) 水防警報を行う河川名、区域

河川名	区域		延長
梯川	左岸 小松市中海町口19番地先	海まで	12,200m
	右岸 小松市正蓮寺町ゲバ谷12番の1地先		
手取川	左岸 白山市広瀬町ルの部10番の2地先	海まで	17,300m
	右岸 白山市白山町タの部23番地先		

(2) 水防警報河川における発表基準

国土交通省が指定した水防警報河川において対象水位観測所の水位が氾濫注意水位に達するか、又は氾濫注意水位を超えるおそれがあるときは、国土交通省金沢河川国道事務所長が水防警報を発表する。ただし、氾濫注意水位に達していても発表しないことがある。この場合は理由を付し関係水防管理団体へ通知する。

なお、国土交通大臣が指定した水防警報河川における警報発表の対象水位観測所及び氾濫注意水位等は、次のとおりである。

河川名	観測所名	地先名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	活動対象水防管理団体
梯川	埴田	小松市埴田町	埴田	2.00m	2.50m	4.20m	4.60m	小松市
	牧	小松市丸の内町	牧	1.30m	1.80m	—	—	
手取川	鶴来	白山市鶴来大国町	鶴来	0.90m	1.40m	2.30m	3.00m	手取川水防事務組合

(3) 水防警報河川における発表の段階及び内容

段階	内容
準備	水防団幹部の出動を行い、水防資機材の整備点検、堤防巡視、水門等の開閉の準備を行う必要がある旨を通知するもの。
出動	水防団員又は消防団員等が出動する必要がある旨を通知するもの。
状況	水位の上昇、下降、最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要とする水位状況並びに、越水、漏水、崩壊、亀裂、その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの。
解除	水防活動の終了を通知するもの。

(4) 水防警報河川における各段階の水位基準

河川名	観測場所	準備	出動	状況	解除
梯川	埴田	水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。 2.00m～2.50m	水位が氾濫注意水位以上に上昇するおそれがあるときで、氾濫注意水位に達すると予想される時刻の1時間前	適時、河川の状況を通知する必要があるとき。	氾濫注意水位以下に復したとき、又は氾濫注意水位以上であっても、水防活動が不必要となったとき。
	牧	” 1.30m～1.80m	”	”	”
手取川	鶴来	” 0.90m～1.40m	”	”	”

(5) 水防警報河川における発表者、通報担当者及び受報者

河川名	発表者	通報担当者	受報者
梯川	金沢河川国道事務所長	流域治水課長	小松市長 石川県河川課長
手取川			

国土交通大臣が指定した水防警報河川で水防警報が発表された場合、受報した県水防本部（河川班）は、各関係土木総合事務所・土木事務所、金沢地方气象台、及び警察本部に通報する。また、各土木総合事務所・土木事務所は、関係のある水防管理者及びIR いしかわ鉄道へ通報する。

2. 県が行う水防警報

(1) 水防警報を行う河川及びその区域

河川名	区域		延長
前川	小松市今江町	木場瀧からの流出点 梯川合流点まで	5,310m
八丁川	能美市佐野町	得橋用水山端水門 梯川合流点まで	5,800m
鍋谷川	能美市和気町	鍋谷川橋 梯川合流点まで	5,310m
新堀川 (柴山瀧)	加賀市中島町	動橋川合流点 加賀市伊切町源平橋まで	3,530m
動橋川	加賀市横北町	柳橋 柴山瀧合流点まで	6,360m

(2) 水防警報河川における発表基準

知事が指定した水防警報河川において、対象水位観測所の水位が氾濫注意水位に達するか、又は氾濫注意水位を超えるおそれがあるときは、当該河川を管内に有する土木総合事務所長又は土木事務所長が水防警報を発表する。ただし、氾濫注意水位に達していても発表しないことがある。この場合は理由を付し関係水防管理団体に通知される。

なお、知事が指定した水防警報河川における警報発表の対象水位観測所及び、氾濫注意水位等は次のとおり。

河川名	観測所名	地 先	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	活動対象 水防管理団体
前 川	御幸橋	小松市今江町	1.00m	1.20m	小松市
八丁川	長野田橋	小松市長田町	2.10m	2.40m	小松市、能美市
鍋谷川	鍋谷川橋	能美市和気町	1.20m	2.00m	小松市、能美市
	牛島	能美市牛島町	2.20m	3.40m	小松市、能美市
新堀川 (柴山潟)	片山津	加賀市片山津温 泉5区	0.80m	1.00m	小松市、加賀市
動橋川	動橋大橋	加賀市動橋町	2.30m	2.70m	小松市、加賀市

(3) 水防警報河川における発表の段階

国土交通大臣が指定した水防警報河川における発表基準に準ずるものとする。

(4) 各段階の水位基準

河川名	観測場所	準備	出動	状況	解除
前川	御幸橋	氾濫注意水位に達するか又は達するおそれがあるとき 1.00m～1.20m	なお上昇のおそれがあり危険を予知したとき	適時、河川の状況を通知する必要があるとき。	氾濫注意水位を下回って、水防活動が不必要となったとき。
八丁川	長野田橋	〃 2.10m～2.40m	〃	〃	〃
鍋谷川	鍋谷川橋	〃 1.20m～2.00m	〃	〃	〃
	牛 島	〃 2.20m～3.40m	〃	〃	〃
新堀川 (柴山潟)	片山津	氾濫注意水位に達するか又は達するおそれのあるとき 0.80m～1.00m	〃	〃	〃
		今立雨量観測所で60分雨量50mm以上を観測したとき			
動橋川	動橋大橋	〃 2.30m～2.40m	〃	〃	〃
		今立雨量観測所で60分雨量50mm以上を観測したとき			

(5) 水防警報を行う河川における発表者、通報者及び受報者

河川名	発表者	通報担当者	受報者
前川	南加賀土木総合事務所長	南加賀土木総合事務所長	小松市長 石川県河川課長 石川県防災対策課長 JR 西日本金沢支社 IR いしかわ鉄道株式会社
八丁川			小松市長 能美市長 石川県河川課長 石川県防災対策課長 ※IR いしかわ鉄道株式会社 (八丁川のみ)
鍋谷川			
新堀川 (柴山瀧)	大聖寺土木事務所長	大聖寺土木事務所長	小松市長 加賀市長 石川県河川課長 石川県防災対策課長 ※IR いしかわ鉄道株式会社 (八丁川のみ)
動橋川			

知事が指定した水防警報河川で水防警報が発表された場合、通報担当者は県水防本部（河川班及び危機管理班）、関係のある水防管理者及び IR いしかわ鉄道に通報する。また、通報を受けた県水防本部（河川班）は、金沢地方気象台及び警察本部に通報する。

なお、県水防本部（危機管理班）は必要に応じ、報道機関に対し発表の情報を提供するものとする。

7. 3 海岸に関する水防警報

1. 国土交通大臣が水防警報を行う海岸

海岸名	区 域		延長
加越沿岸 (石川海岸)	小松市浜佐美ヌ 151 番 1 地先から	小松市安宅町タ 140 番 2 地先まで	5,540m

2. 知事が水防警報を行う海岸

海岸名	区 域		延長
加越沿岸 (石川海岸)	加賀市伊切町ニ 82 番 1 地先から	小松市浜佐美ヌ 151 番 1 地先まで	3,024m
	小松市安宅町タ 140 番 2 地先から	小松市安宅町タ 14 番地先まで	399m
	小松市安宅町ル 2 番地先から	能美市中町ム 80 番地先 4 まで	4,680m

3. 水防警報を発表する基準及び段階

国土交通大臣及び知事が指定した水防警報海岸において、高波・高潮により水防活動の必要が予想され、又は現に水防活動を必要とするときは、当該海岸を所管する国土交通省金沢河川国道事務所長又は土木部河川課長が水防警報を発表する。

(1) 水防警報の発表基準及び段階

加越海岸（石川海岸）における水防警報の発表は、国土交通省金沢河川国道事務所長及び石川県土木部河川課長が共同で発表する。

段階	発表基準	内容
待機準備	徳光観測所で観測有義波高 5.5m 以上 観測された 10 分間平均風速が 15m/s 以上 気象情報から強風及び波浪の発生が予測される時 CCTV で顕著な越波の発生が確認されたとき	水防団の所要の人員が出勤し、海岸巡視および水防資機材の整備点検を行う必要がある旨を通知するもの。
出勤	徳光観測所で観測有義波高 6.0m 以上 観測された 10 分間平均風速が 20m/s 以上（過去 3 時間以内） 気象情報から強風が継続し、波浪の発生が予測される時 CCTV で越波頻度の増加や破堤前兆が確認されたとき	水防団員または消防団員等が出勤し、土のう積み、通行止め、避難誘導等の水防活動を行う旨を指示するもの。
解除	徳光観測所で観測有義波高が 5.5m を下回り、観測された 10 分間平均風速が 15m/s 以下、気象情報、CCTV による波浪状況から再上昇する恐れがないと判断され、かつ、水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき	水防活動の終了を通知するもの

4. 水防警報の発表者、通報者及び受報者

加越沿岸（石川海岸）における水防警報の発表者、通報者及び受報者は次のとおりである。

河川名	発表者	通報担当者	受報者
加越沿岸 (石川海岸)	金沢河川国道事務所長 石川県河川課長 共同発表	金沢河川国道事務所長 海岸課長	金沢地方気象台長 中日本高速道路金沢支社
		石川県河川課長	石川県防災対策課長 石川県道路整備課長 石川県水産課長 石川県農林管理課長 石川土木総合事務所長 南加賀土木総合事務所長 大聖寺土木事務所長 石川県警察本部災害対策課長

加越沿岸（石川海岸）において水防警報が発表された場合、金沢河川国道事務所の通報担当者は、金沢地方気象台及び中日本高速道路金沢支社に通報する。また、県水防本部（河川班）の通報担当者は、県水防本部（危機対策班）、各関係課・土木総合事務所・土木事務所及び警察本部に通報する。また、各土木総合事務所・土木事務所は、関係のある水防管理者へ通報する。

なお、県水防本部（危機管理班）は、必要に応じ報道機関に対し発表の情報を提供するものとする。

7. 4 津波に関する水防警報

1. 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知するものとする。

種類	内 容	発令基準
待機	津波警報が発表される等、必要とされるとき。	水防団員の安全を確保した上で待機する旨を警告するもの。
出動	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
解除	巡回等により被害が確認されなかつたとき、または応急復旧等が終了した時等、水防作業を必要とする河川状況が解消されたと認めるとき。	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。

気象庁から津波警報が発表された後等、水防警報の受伝達に時間を要すること、ならびに、地震の影響により通信手段が途絶することがあり得ることから、初動は水防警報（待機・準備）が発表されているとみなし、気象庁の津波警報が発表された段階等で、各水防団においては報道機関等の情報入手につとめつつ、安全を確保し体制を整えていくものとする。

県及び市町は、水防団員等の避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とし、予想される津波到達時間も考慮した上で、住民等の海浜からの避難や災害時要配慮者の避難支援等の緊急対策を行う。

2. 水防警報を行う河川・海岸名及び区域

海岸名	区 域		延長
石川海岸 国直轄区間)	小松市浜佐美ヌ 151 番 1 地先から	小松市安宅町タ 140 番 2 地先まで	5,540m
石川海岸 (石川県区間)	加賀市伊切町ニ 82 番 1 地先から	小松市浜佐美ヌ 151 番 1 地先まで	3,024m
	小松市安宅町タ 140 番 2 地先から	小松市安宅町タ 14 番地先まで	399m
	小松市安宅町ル 2 番地先から	能美市中町ム 80 番地先 4 まで	4,680m

3. 水防警報の発表者、通報者及び受報者

石川海岸における水防警報の発表者、通報者及び受報者は次のとおりである。

海岸名	発表者	通報担当者	受報者
石川海岸	金沢河川国道事務所長 石川県河川課長 共同発表	金沢河川国道事務所長 海岸課長	金沢地方気象台長 中日本高速道路金沢支社
		石川県河川課長	石川県防災対策課長 石川県道路整備課長 石川県水産課長 石川県農林管理課長 石川土木総合事務所長 南加賀土木総合事務所長 大聖寺土木事務所長 石川県警察本部災害対策課長

7. 5 水防管理団体の役割

1. 水防団及び消防機関の出動

水防警報を受報した水防管理者は、水防団及び消防機関に出動の準備又は出動させるものとする。

2. 水防活動実施状況の報告

水防管理者は、巡視出動状況、作業状況、被災状況を水防活動状況報告様式（資料25、26）により、管内の土木総合事務所・土木事務所を經由して、県水防本部に報告するものとする。

3. 避難情報の周知

水防警報を受報した水防管理者は、地域内の居住者に対し、必要に応じ避難情報等の避難活動に必要な情報を周知するよう努めるものとする。

第8章 水門の操作

8. 1 水 門

1. 河川区間の水門（洪水）

水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防時においては適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は、雨量・水位・流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

2. 河口部・海岸部の水門・閘門（津波、高潮）

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防時においては適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、津波警報が発令された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

8. 2 操作の連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体に迅速に連絡するものとする。

8. 3 連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第9章 水防施設

9.1 水防倉庫

1. 小松市は水防法に基づき県の指定する指定水防管理団体として、下記の水防倉庫及び水防関連資器材を備蓄管理する。

倉庫名称	対象河川	対象区域	倉庫所在地
中海 水防倉庫	梯川両岸	江指大橋～鴨浦橋	軽海町 梯川左岸(梯川 11.1km) (指定水防管理団体倉庫)
	滓上川両岸	岩渕町市道橋～中海町合流点	
国府 水防倉庫	梯川両岸	鴨浦橋～鍋谷川合流点	古府町 梯川右岸(梯川 8.0km) (指定水防管理団体倉庫)
	鍋谷川両岸	上八里町市境～梯川合流点	
小松市 水防倉庫	梯川両岸	鍋谷川合流点～梯川河口	下牧町 古川右岸 (小松市正規倉庫)

2. 県の水防倉庫

倉庫名称	対象河川	対象区域	倉庫所在地
南加賀 土木総合 事務所 倉庫	八丁川両岸	能美市佐野～梯川合流点	白江町 南加賀土木総合事務所内 (石川県正規倉庫)
	前川両岸	木場潟流出口～梯川合流点	
	その他の 河川両岸	日用川、粟津川、那谷川 その他河川	

3. 国土交通省の水防倉庫

倉庫名称	対象河川	倉庫所在地
大川資材倉庫	梯川	小松市大川町地先 (国土交通省設置距離標左 3.2k 付近)
園資材倉庫	梯川	小松市園町地先 (国土交通省設置距離標左 4.0k 付近)
白江資材倉庫	梯川	小松市白江町地先 (国土交通省設置距離標左 5.6k 付近)
一針資材倉庫	梯川	小松市一針町地先 (国土交通省設置距離標左 6.2k 付近)

9. 2 資器材

1. 前項各水防倉庫に備蓄する水防用資器材の細部については、以下のとおりである。

令和8年4月1日

管理者		小松市				石川県	国土交通省			
倉庫名		中海 水防 倉庫	国府 水防 倉庫	小松市 水防 倉庫	小松市 計	南加賀 土木総合 事務所 倉庫	大川 資材 倉庫	園 資材 倉庫	白江 資材 倉庫	一針 資材 倉庫
資器材名		数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量	数量
鉄線蛇籠	本	140	40		180	27		16	36	5
鉄線	kg	50	50	60	160	850	17	100	100	50
むしろ	枚	40			40					
麻袋	枚	500	500	50	1050	2120				1000
土のう	枚	10000	10000	20000	40000	9300	10200	8200	3700	
大型 土のう	枚	140	150		290	546			600	
二子縄	玉	7	3	10	20	70	5	15	11	15
杭	本	25	50	50	125	240				
丸太	本	20	20	20	60			102		
ロープ(麻)	丸	3	3	30	36	20			2	
釘	kg			60	60					
シート	枚			20	20	100	90	535	280	610
鉄杭	本	80	20		100	30				
かけや	丁	3	3	3	9	19		4	8	10
ハンマー	丁	3	3	3	9	2	3	5	3	6
スコップ	丁	20	10	40	70	30		27	30	25
ツルハシ	丁	1	1	1	3	5		10	11	6
一輪車	車	3	3	3	9	5		5	8	7
ノコギリ	丁	3	3	3	9	2	6	6	10	4
オノ	丁	3	3	3	9		5	5	10	5
ナタ	丁	3	3	10	16		2	5	1	
チェーンソー	台							1		1
安全ロープ	m						300	600	400	200

2. 仮設・排水ポンプ位置図

小松市内に設置されている仮設・排水ポンプの位置を（資料18）に示す。

3. 内水氾濫用の土嚢備蓄

前項備蓄資材の他、短時間集中豪雨において発生する内水氾濫に対応できるよう、市内数カ所に土入り土嚢を配備する。（資料18）

9. 3 資器材の管理

1. 土木総合事務所

水防管理団体の備蓄水防資器材が不足するような緊急事態に際し、応急支援が行えるよう土木総合事務所において備蓄し、水防管理者の要請により所長が状況を勘案し使用させるものとする。

2. 指定水防管理団体

指定水防管理団体においては水防倉庫、又は代用備蓄場を設け、「9.2 資器材」の表に基づき、水防資器材を備蓄するものとする。

なお、緊急事態に際し、水防資器材確保のため事前に水防資器材取扱業者に対する調整方法を確立し、緊急時に対処できるよう常に準備しておくものとする。

9. 4 通信連絡及び非常輸送

通信経路の確保は水防活動の根幹であり、特大災害時に発生する停電時の対策の確立と連絡の迅速、確実を期すために無線通信施設の強化に努めるものとする。

また、非常輸送についても水防活動に支障を来さないように平常から手配しておくことが必要である。

1. 無線通信施設

無線通信施設は、防災行政無線（移動系）を使用する。

2. 報道機関の活用

テレビ小松及びラジオこまつの協力により、災害等について住民へ伝達する。

3. 緊急輸送道路

緊急輸送道路は、地域防災計画に準拠するものとする。

第10章 水防活動

10.1 水防配備

1. 市の非常配備

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。但し、津波の場合等、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。各配備における組織（資料1、2）とおおりである。

区 分		配備基準	配備体制
水防本部設置前	注意配備	梯川埴田観測所の水位計が2.0mに達するか、そのおそれが明白な場合、又は、早期注意情報が発表された場合で、危機管理監、都市創造部長がそれぞれの分掌業務に基づき必要と判断したとき。	連絡調整、情報収集、警戒等にあたるための各関係部局の必要最小人員の配備とし、水防本部の設置及び警戒配備体制へ円滑に移行できる体制とする。
水防本部設置 ↓ 災害対策本部設置	警戒配備	梯川水系埴田観測所の水位計が2.5mに達するかそのおそれが明白な場合、又は、レベル2氾濫、大雨、土砂災害、高潮注意報の一つ以上が発表された場合で水防本部長（危機管理監）、都市創造部長がそれぞれ分掌業務に基づき必要と判断したとき。が配備の必要を認めたとき。	水防本部の各部署の所要の人員を持ってあたる体制とし、状況の推移に応じ水防1次配備体制（災害対策本部設置）へ円滑に移行できる体制とする。
	水防1次配備	1. 局地的な災害が発生したとき（洪水、土砂災害等）又は広範囲にわたる災害が予想されるとき。 2. 梯川水系埴田観測所の水位計の水位が4.2mに達するかそのおそれが明白なとき。 3. 氾濫、大雨、土砂災害、高潮警報の一つ以上が発表された場合等で、災害対策本部長（市長）が必要と判断したとき。	小松市災害対策本部の体制に準ずる体制とし、発生している災害への迅速な対応あるいは小松市災害対策本部の体制へ円滑に移行できる体制とする。
	水防2次配備	1. 広範囲にわたる災害が発生あるいは事態が切迫しているとき 2. 災害救助法が適用されるような甚大な災害が発生したとき	原則として全職員。（災害対策本部自動設置）ただし、災害対策本部長（市長）が、災害の発生（予測を含む）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定範囲の動員職員を指定したときはこの限りではない。

2. 水防配備体制の発令者

各種予報・警報、その他必要に応じ、小松市の水防に係る配備体制の区分及びそれぞれの発令権者はそれぞれ次のとおりとする。

配備体制区分	発令権者	備 考
注意配備体制	危機管理監、都市創造部長	
警戒配備体制	危機管理監、都市創造部長	水防本部設置
水防1次配備体制	市 長	状況に応じ災害対策本部を設置
水防2次配備体制	市 長	災害対策本部自動設置

3. 消防団の非常配備

消防団の配備基準はそれぞれ次のとおりとする。

区分	配備基準	配備体制
待機・準備	1. 梯川埴田水位観測所の水位計が、2.5mに達しかつ、梯川水防警報が発表されたとき。 2. 気象状況等により高潮・津波及び局地的豪雨の危険が予想される時。	消防本部から消防団幹部へ連絡。(消防団出動の準備の報告と承認) 消防団は自宅待機とする。
出動	1. 梯川埴田水位観測所の水位計が、3.0mに達しかつ、梯川水防警報が発表されたとき。 2. 気象状況等により、必要と判断したとき。	消防団出動要請により、団員は車庫待機・警戒パトロールに出動する。
解除	消防長は又は水防本部長より解除の指示があったとき	

但し、津波の場合等、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

10. 2 巡視及び警戒

1. 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波収束後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2. 出水時

(1) 洪水

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、所轄建設事務所長及び河川等の管理者に報告し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂または沈下
- ③ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ

- ⑤ 排・取水門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(2) 高潮

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、所轄建設事務所長及び海岸等の管理者に報告し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。

- ① 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂または沈下
- ③ 海側又は川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ
- ④ 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ
- ⑤ 排水門・取水門・閘門の両軸または底部よりの漏水と扉の締り具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(3) 地震後巡視

震度4以上の地震が発生した場合、関係部局の長は必要に応じ関係河川、ため池等の巡視を行い、水防上危険があると認められる箇所があるときは関係機関に連絡するものとする。

- ① 裏法の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ
- ② 裏法で水あたりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ③ 天端の亀裂又は沈下
- ④ 堤防の越水状況
- ⑤ 樋門の両軸又は低部よりの漏水と扉の閉まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

ため池については上①～⑥項のほか、さらに次の点に注意するものとする。

- ・ 取り入れ口の閉塞状況流域の山崩れの状態
- ・ 流入水又は浮遊物の状態
- ・ 余水吐及び放水路付近の状態
- ・ 重ねため池の場合その上部ため池の状態
- ・ 樋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ

10.3 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

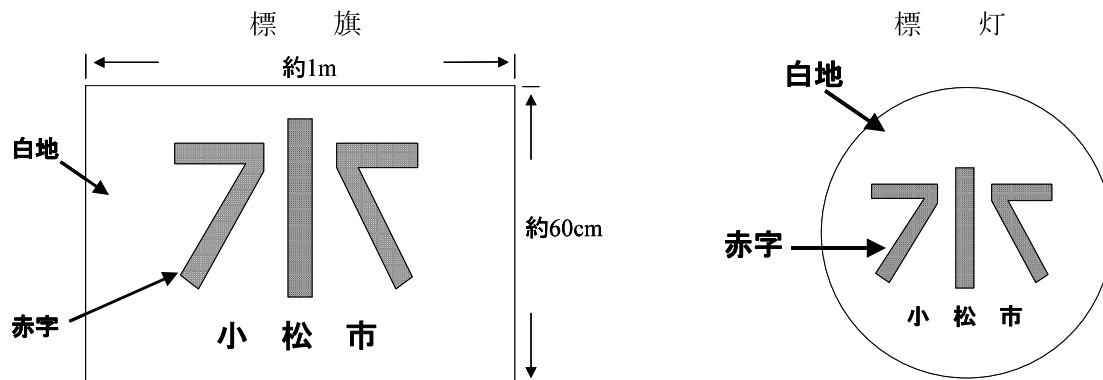
10.4 水防標識と水防信号

水防標識及び水防信号は「石川県水防規則（昭和24年石川県規則第74号）」によるものとし、次のとおりである。

1. 水防標識（緊急自動車優先通行標識）

緊急自動車優先通行標識

水防用緊急自動車として使用する自動車は、下記の標識を用いるものとする。



2. 水防信号

第1信号：氾濫注意水位に達したことを知らせるもの。

第2信号：消防及び消防団に属する者全員が出動しなければならないことを知らせるもの。

第3信号：当該水防管理団体の区域内に所在する者が出動しなければならないことを知らせるもの。

第4信号：必要と認める区域内の居住者に避難のため、立退かなければならないことを知らせるもの。

(警鐘、太鼓又はサイレン吹鳴による信号)

	警鐘又は太鼓	サイレン信号
第1信号	○休止○休止○	5秒吹鳴－15秒休止－5秒吹鳴－(繰り返し)
第2信号	○○○休止○○○	5秒吹鳴－6秒休止－5秒吹鳴－(繰り返し)
第3信号	○○○○休止○○○○	10秒吹鳴－5秒休止－10秒吹鳴－(繰り返し)
第4信号	乱打	1分吹鳴－5秒休止－1分吹鳴－(繰り返し)

備考 1 信号は適宜の時間継続すること。

2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと

3 危険が迫ったときは、口頭伝達により周知すること。

4 地震による堤防の漏水や沈下又は津波、高潮発生のおそれがある場合も上記に準じて水防信号を発すること。

10.5 水門、樋門、堰堤及びため池等の操作等

1. 水門、樋門、堰堤及びため池等の操作

水門、樋門、堰堤及びため池等管理者（操作責任者を含む）は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。

2. 水門、樋門、堰提及びため池等の点検整備

水門、樋門、堰提及びため池等管理者（操作責任者を含む）は、毎年出水期に先立ち、門扉の操作等について支障のないように点検整備を行わなければならない。

3. 重要水門、樋管一覧

重要水門、樋管一覧（資料19～22）及び、位置等（資料23）のとおりである。

10. 6 排水ポンプの運転調整

1. 水防時における適切な運転調整

排水ポンプの運転調整は、雨量等気象に関する情報、排水先河川の水位変動、その他、河道状況等を的確に把握し、排水先河川の下流部に水害を発生させないように、排水ポンプ停止等の運転調整を行うものとする。

また、運転調整を行う基準、手順、体制及び指示系統を定めるとともに、運転調整の実施時に関係機関及び関係住民への周知方法を定めるものとする。

2. 排水ポンプの停止措置

梯川における重要水門、樋管および許可工作物の対象地点における排水ポンプは、運転調整ルール（資料24）に基づき、運転調整の水位に達した場合、運転を停止するものとする。

3. 運転調整ルールの周知

運転調整のルールについては、あらかじめ関係機関及び住民に周知するものとする。

4. 運転調整ルールの改善

排水先の河川状況から運転調整ルールの改善が必要な場合は、直ちに必要な措置をとるものとする。

10. 7 水防作業

水防工法は適切な選定であれば種類の工法で成果を上げることができる場合が多いが、状況によっては複数の工法を併せて初めて防ぐことができる場合もあるので、当初の工法で効果が認められない場合は、速やかに別の工法を選定し併せて処置する必要がある。

水防作業を行うにあたっては、堤防の組成材料、流速、法面の状態及び使用できる材料とその量等を勘案し、適切な水防工法を選択する。（資料24）

また、その際団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の対策として、下記の点に留意する。

- ・ 水防団員の健康状態の把握に努める。
- ・ 複数人で活動する場合においては、可能な範囲で距離を確保する
- ・ 水防団間における人員の融通等の検討を行う。
- ・ 使用した水防資機材の消毒を徹底する。

10.8 緊急通行

1. 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2. 損失補償

本市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

10.9 避難のための立ち退き又は緊急に安全を確保すべき対応

1. 市町の長

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から防護し、その他被害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退く又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを勧告し、及び急を要すると認められるときは避難のための立ち退きを指示するとともに必要があると認めるときは、その立ち退き先を指示する。市町長はこれらの指示等を行ったときは速やかに知事に報告する。また避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。(災害対策基本法第60条)

2. 水防管理者(市町の長、水防事務組合の管理者若しくは長)

水防管理者は、洪水、雨水出水、津波、高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退き又は緊急に安全を確保すべき対応を指示することができる。この場合は、警察署長にその旨を通知しなければならない。(法第29条)

3. 避難指示の時期

市町長は、避難指示を行う場合は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の処置を講じて避難場所へ向かうことができるよう努める。なお、局所的な豪雨による急激な河川の水位上昇への対応など、状況に則した早期発令に努める。

災害対策に係る「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」の発出時期、その他、住民の避難に関する措置の細部については、「小松市地域防災計画」に基づき市が別途策定する「防災(水害・土砂災害)初動期対応マニュアル」に基づき行うものとする。

10.10 決壊・越水の通報及びその後の措置

1. 決壊の通報

堤防その他の施設が決壊したときには、水防本部長は直ちにその旨を南加賀土木総合事務所、南加賀農林総合事務所及び氾濫する方向の隣接水防管理者に通報しなければならない。(法第25条)

2. 決壊・越水後の措置

堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、安全性を十分に配慮しできる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

10. 11 水防解除

水防本部長は、水位がはん濫注意水位以下に減じかつ危険がなくなったときは、消防機関に解除を命じるものとする。また、その情報を一般住民に周知するとともに、南加賀土木総合事務所を通じて石川県水防本部に報告するものとする。

10. 12 水防報告と水防記録

水防管理者は、水防活動が終結したときは、速やかに出水時河川状況報告書の様式(資料25、26)による各を取りまとめ土木総合事務所、土木事務所を経由して県本部に報告するものとする。土木総合事務所、土木事務所は管内の水防実施状況報告様式に添付して県水防本部へ速やかに提出するものとする。

第 1 1 章 土砂災害対策

1 1. 1 目的

土砂災害警戒情報は、土砂災害から人命・身体を保護するため、大雨による土砂災害発生危険性が高まった時に、市が防災活動や住民等への避難指示発令等の対応を適時適切に行えるように支援するとともに、住民自らの避難を支援することを目的としており、県砂防課と金沢地方気象台が共同で発表されるものである。

1 1. 2 発表基準

警戒情報の発表は、実際の降雨量とレーダー観測により予測される降雨量から解析した雨量と、地面に含む水分量(土壌雨量指数)から求めた計算値(スネークライン)が、地域毎に設定してある土砂災害発生危険基準線(CL)を超えると判定されたとき、県砂防課と金沢地方気象台が協議のうえ、市町単位で発表する。なお、判定は土砂災害情報システム(SABO AI)の警戒避難基準雨量判定システムを用いて行う。

1 1. 3 土砂災害警戒情報の解除基準

スネークラインが土砂災害発生危険基準線(CL)を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるとき、現地パトロールを行い異常が無いことを確認したうえで、解除するものとする。

また、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、現地パトロール結果等を踏まえ、県砂防課と金沢地方気象台が協議し解除するものとする。

1 1. 4 大雨警報及び土砂災害警戒情報による警戒避難体制

レベル3大雨警報やレベル3土砂災害警報が発表されるなど、土砂災害の危険性が高まった場合、土砂災害警報区域に立地する災害時要援護者関連施設に対し、必要に応じて高齢者等避難・避難指示を発令するものとする。

さらに、レベル4大雨危険警報やレベル4土砂災害危険警報が発表された場合、当該地域住民の生命、身体を土砂災害から保護する必要があると認めるときは、当該地域の住民、滞在者その他の者に対し、避難指示の発令を検討するものとする。

1 1. 5 災害への対応

土砂災害への対応については「防災(水害・土砂災害)初動期対応マニュアル」(小松市危機管理課)により対応する。

第 1 2 章 関係機関との協力及び応援

1 2. 1 協力及び応援等の相互協力

1. 住居者等への水防活動従事の指示

水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に住居する者、又は水防現場にある者に対して水防に従事させることができる。(法第 24 条)

2. 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。(法第 22 条)

3. 他の水防管理者等の応援

水防管理者は水防法に基づき緊急の場合必要に応じ、他の水防管理者、市町長、消防団長に対して応援を求めることができる。(法第 23 条)

応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。(法第 23 条の 2)

4. 自衛隊の応援

大規模の応援を必要とする緊急事態が生じたときは、知事に自衛隊の派遣要請を行うものとする。(自衛隊法第 83 条第 1 項)

応援のため派遣された自衛隊の誘導、並びに現地における作業の打ち合わせについては、水防本部員、関係水防管理者及び土木総合事務所員、土木事務所員がこれにあたるものとする。

5. 水防管理団体の指定

水防管理者は、民法第 34 条の法人又は特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人及び一般営利法人並びに法人格を有しない自治会等であって、次条に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる者を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。(法第 36 条)

6. 水防協力団体の業務

水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に次に掲げる業務を行わなければならない。(法第 37 条)

- (1) 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動時の協力
- (2) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (3) 水防に関する調査研究
- (4) 水防に関する知識の普及、啓発
- (5) 水防に必要な器材、資材又は設備の保管・提供
- (6) 前各号に附帯する業務

第 13 章 その他の水防事務等

13. 1 水防訓練

毎年出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

13. 2 土砂災害防止訓練

土砂災害に対する防災意識の高揚、警戒避難体制の強化を図り、土砂災害による人的被害を軽減するため、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域が指定された市町及び近年土砂災害が発生した市町を対象として、国・県・市町・防災関係機関及び地域住民が一体となって、避難訓練及び情報伝達訓練を行うものであり、毎年原則土砂災害防止月間である 6 月において実施するものとする。

13. 3 費用負担と公用負担

1. 費用負担

水防管理団体が、その管轄区域の水防に要する費用は、各々当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との間の協議によって決定するものとする。

また、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町以外の市町が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとする。(法第 42 条第 1 項)

この場合の費用の額及び負担の方法については、両者の協議によって決定するものとする。

2. 公用負担

水防のため必要のあるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の収集
- (3) 土地、土石、竹木、その他の資材の収用
- (4) 輸送車、その他の運搬具又は器具の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

3. 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使するものは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要のある場合にはこれを提示しなければならない。

第 号
公 用 費 負 担 権 限 証 明 書
〇〇水防団〇〇部長 氏 名
上記の者に××の区域における水防法第 21 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明します。
年 月 日
〇〇川水防事務組合 〇〇市(町)長 氏 名 印

4. 公用負担証明書

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を 2 通作成してその 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡ししなければならない。

(第 号)
公 用 負 担 金
目 的 物 種類 負 担 内 容 使用 収用 処 分 等
年 月 日
〇〇川水防事務組合 氏 名 印 市 町 長 氏 名 印 事 務 取 扱 者 氏 名 印
〇 〇 殿

5. 損出保障

上記の権限行使によって損出を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価により損出を保障するものとする。

13.4 資料の提出及び出入り

知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。又、立ち入る場合は次の身分証明を携帯し、関係人の請求があればこれを提示しなければならない。

表 面

第 号	
	水 防 職 員 証
所属機関名	
職 名	水 防
氏 名	
生 年 月 日	
	年 月 日 交 付
	所属機関の長
	氏 名 印

- 備考 1 水防の文字は、赤色とする。
2 大きさは縦5.4cm、横8.5cmとする。

裏 面

水防法抜粋
第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者として必要な土地に立ち入らせることができる。
2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携行し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
第54条 左の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。
(1)、(2) 省略
(3) 第49条第1項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定により立ち入りを拒み、妨げ、若しくは忌避したもの。

備考 本証を携行するものは次のことを遵守しなければならない。

- 1 本証は水防法第49条第2項による土地立入証である。
- 2 記名以外の者の使用を禁ずる。
- 3 本証の身分を失ったときは速やかに本証を返還すること。
- 4 本証記載事項に異動があったときは速やかに訂正を受けること。
- 5 本証有効期限は交付より1か年とする。

第14章 ハザードマップ

14.1 洪水、内水、地震・津波、土砂災害ハザードマップ

洪水・内水「ハザードマップでは、浸水想定区域の指定に基づき防災・災害情報等の伝達方法、避難場所等が記載されている。地震・津波ハザードマップでは津波の第1波到達予想時間、各地区における指定避難所、福祉避難所及び各避難所の標高が記載されている。また、土砂災害ハザードマップでは小松市内の土砂災害危険箇所および土砂災害警戒区域等とその避難場所等が記載されている。

これらのハザードマップを有効活用し、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、災害時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。